

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(特別休暇) 第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(特別休暇) 第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p><u>(20) 出生サポート休暇 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微鏡受精に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間</u></p>	<p>改正国家公務員育児休業法に伴う人事院規則の改正により、不妊治療にかかる通院等のための特別休暇を新設するための改正。</p>

附 則(令和4年4月1日規程第11号)  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。